

檜原村定住促進空き家活用事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内に所在する空き家を利用することにより、村内の活性化と村内への定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、檜原村自治会連合会に加盟している団体
- (2) 空き家 村内にある個人又は法人所有の家屋で、現に居住者がその家屋にいないもの
- (3) 空き家提供者 村内に現に居住していない家屋を所有し、その家屋を賃貸又は売買を希望するものに提供できる者
- (4) 空き家購入者 村内にある空き家を購入または購入しようとするもので、村内に住所を有する者または、住所を有する予定の者
- (5) 空き家移住者 村外に住所を有する者又は村内に住所を有し、賃貸住宅に居住している者で、村内にある空き家を賃貸借、購入しようとするもので、村内の空き家に入居した者
- (6) 仲介不動産業者 賃貸借、売買契約について、その契約を仲介するもので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく資格を有する者
- (7) 村内業者 建築関連業を営む者のうち、村内に事業所を有する法人又は村内に住所を有する個人事業者
- (8) 解体 居住の用に供する空き家を取り壊し、その廃材の撤去まで行うことをいう。
- (9) 新築住宅 当該空き家の解体後、自らの居住の用に供するために、同一敷地内に新たに建築した住宅をいう。
- (10) 親世帯等 空き家移住者の檜原村に住所を有する2親等内の尊属の者が属する世帯。ただし、特別養護老人ホームに居住する檜原村介護保険被保険者以外の者を除く。

(補助対象事業、対象者及び額等)

第3条 この要綱により檜原村定住促進空き家活用補助金(以下「補助金」という。)を交付することができる事業、対象者及び補助の額等は、別表のとおりとする。ただし、登録していない空き家を自ら探して賃借又は購入して移住する者についても、(空き家提供者も含む)補助の対象とすることができるものとする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会は、その区域内にある空き家を、所有者の同意を得た上で移住者用として村に登録すること。なお、補助を受けて改修事業を行う場合は、10年以上賃貸することを条件とする。
- (2) 自治会は、移住者がその地域へスムーズに溶けこめ、安心して定住できるよう積極的に支援すること。
- (3) 空き家提供者は、空き家移住者が入居できるよう、空き家に残されている荷物等を片付けること。

- (4) 空き家移住者は、当該空き家の取得日又は賃貸借開始日から1年以内に当該空き家に入居し、檜原村に住民登録をすること。ただし、解体事業の場合には、当該空き家の取得日から2年以内に新築住宅に入居し、檜原村に住民登録をすること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に檜原村定住促進空き家活用補助金交付申請書(様式第1号の1から様式第1号の14まで)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助の可否を決定したときは、檜原村定住促進空き家活用補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 村長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の規定による交付決定に際し、条件を付することができる。

(変更申請等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、当該交付決定後にその内容等を変更し、又は当該交付決定を取り下げようとするときは、檜原村定住促進空き家活用補助金交付決定変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項に定める変更又は取下げの申請があったときは、その内容を審査し、変更又は取下げを承認したときは、檜原村定住促進空き家活用補助金交付決定変更(取下げ)承認通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

- 3 村長は、前項の規定による変更承認に際し、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の完了報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに檜原村定住促進空き家活用補助金交付対象事業完了報告書(様式第5号の1から様式第5号の2まで)を村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の額を確定し、檜原村定住促進空き家活用補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、檜原村定住促進空き家活用補助金請求書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 村長は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第12条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 空き家を賃貸するとして改修事業に係る補助金を受けた補助対象者は、当該家屋を原則として10年以上賃貸住宅として使用すること。

(2) 空き家を購入して改修事業に係る補助金を受けた補助対象者は、当該家屋に原則として10年以上自己の居住用として使用すること。

(交付決定の取消し又は返還)

第13条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

2 村長は、前項に定める補助金の交付決定を取り消したときは、檜原村定住促進空き家活用補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、檜原村定住促進空き家活用補助金返還命令書(様式第9号)により返還を命ずるものとする。前条及び同項の規定に違反した場合の返還すべき額は、1年を単位として計算し、補助金の交付を受けた年から返還の理由が生じた年までの年数を10年から引き、その年数に1年間当初補助した金額の10分の1を掛けた額とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の交付決定の取消し又は返還に係る規定は、その補助金の交付後10年間を経過するまで、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象事業等

事業名	対象者	補助内容	補助金額	備考
空き家登録事業	自治会 空き家提供者	空き家の賃貸借又は 売買の希望登録した 場合	1 件につき 50,000 円	(登録に伴う補助金の交付は、 該当物件 1 回 限りとする。)
	空き家提供者	上記空き家のうち移 住者が入居した場合	1 件につき 100,000 円	(賃貸契約期間 が 10 年に満た ないものにつ いては、契約年 数に 10,000 円 を乗じた金額 とする。)
空き家家財道具等 処分事業	空き家提供者 空き家購入者 空き家移住者	登録した空き家の家財道 具等を処分・搬出するた めの費用	家財道具等の処 分・搬出に要する 費用の 2 分の 1(補助金額の 上限は 100,000 円)	
空き家 改修事業	空き家提供者 空き家購入者 空き家借入者 (賃貸の条件で 借入者が改修 の費用負担を することとな っている場合 で、契約終了後 は、改修によっ て増加した財 産は、貸主のも のとする記載 がある場合。)	賃貸借又は売買の登 録した空き家で、入居 者が決定し、当該空き 家が建築後 10 年以上 経過しており、村内業 者を使い次に定める 改修を行おうとする 場合 ・台所の改修費用 ・トイレの改修費用 ・風呂の改修費用 ・下水道への接続費用 ・その他補助するこ とが適当と認められ る内部改修費用(畳 替、襖、障子の張替 え、ガラスの入替え 等簡易な改修は除 く。)	① 対象経費の 2 分の 1(補助 金額の上限 は 1,000,000 円) ② 改修費用か ら①の補助 金額を控除 した額につ いて、金融 機関等から の融資を受 けている場 合は、年間 に支払った 利子につい て、2 分の 1 の利子補給	

			を当初融資を受けた年から10年間につき行う。	
空き家解体事業	空き家購入者	売買登録した空き家で、入居者が決定し、当該空き家が建築後30年以上経過しており、村内業者を使い解体し、新築住宅を建築する場合に、解体に係る費用	補助金の額は、次の各計算により算定した金額のいずれか少ない方の額(補助金額の上限は1,000,000円) (1)延べ床面積に20,000円を乗じた金額の2分の1 (2)解体工事に要する費用の2分の1	空き家家財道具等処分事業及び空き家改修事業の補助金交付を受けた空き家は対象外。
空き家移住事業	空き家移住者	登録した空き家に移住者が引っ越す場合の費用	1件につき100,000円	(移住に伴う補助金の交付は、1回限りとする。)
		中学生以下の子どもが同居する(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が同一世帯にいる)場合	1人につき50,000円	
		親世帯等が檜原村に1年以上住所を有している場合	1件につき100,000円	
空き家仲介事業	空き家提供者 空き家購入者 空き家移住者	登録した空き家の賃貸借又は売買をする場合で、仲介不動産業者が介在したときの仲介手数料補助	仲介手数料の2分の1(補助金額の上限は100,000円)	
	仲介不動産業者	登録した空き家が賃貸借又は売買の成約に至った場合	賃貸借の成約1件につき50,000円 売買の成約1	

			件につき 100,000 円	
--	--	--	-------------------	--